

は庁舎のトイレだとか、幾つか出しました。で、今回お聞きしたいのは、先
ほども言われました庁舎のトイレですね。庁舎に、車いすの方が障害
者用のトイレがないということ、なかなか庁舎をつかえないということもあ
りますし、その前に玄関が、車いすの方が来られたときに押すドアで
あれば、自動ドアでないのでまずそこから問題があると思うんですけど
も、そういう点。それと、体育館の手すりですが、福祉会館の二階に
上がる手すり比べまして、体育館の手すりは十五センチほど高くな
っております。そのために障害者の方が手すりにつかまらず階段を上がら
うとしても、非常に困難な状況があるというふうに聞いてますが、この十五
センチ高い手すりを早急に改善すべきではないかというふうに思います。
これにつきましては、四年前の十二月議会、松山議員が、やはり一般
質問をしております。そのときのまあ市長が変わられましたけども、その
当時の石川市長の答弁では、市役所の一階にはトイレをつくりますと
答弁されております。それがいまだにできてません。それと体育館の手す
りの問題につきましては、そのときの答弁で、すぐつくりかえられないので体育

館の職員の手を借りて、障害者の方たちが二階に運べるような手だてを
とるといふふうに言われましたけれども、体育館は御承知のように、
受付があるわけではありませんし、あそこで前もって電話をしてあげば
職員の手も借りられるんじゃないけれども、それが現実には、いまだによ
うになっているかということ、そういうことがあるのかどうかということ、
ちょっと確認のためお聞きしたいと思います。

つけ加えて言わせていただければ、西友ストアでは、車いすの方が、
おつかいに見えた場合、受付嬢がいすを押して、そして西友の業務
用エレベーターを利用しておつかいができるように、最後、この方がお店
を出られるまで受付嬢が全部めんどろを見ろというふうな、そういう
ような対応もされておりますけれども、西友はそういう点では商売ですか
ら、そういうふうなサービスですということをいえばそれまでですけども、
庁舎においては、当然そのような市民サービスが必要ではないかというこ
とを合わせてお聞きしたいと思います。

それと、二点目は、心身障害者の緊急一時保護事業とい

うのが東京都にございます。これは、東京都の資料を見ますと結果的に福生市だけが受けてないような実態になっておりますけれども、私は、お隣の羽村町は、来年度予算でこの身障者の取急一時保護事業、身障者のめんどうを見ている家族の方が、お葬式だとか、結婚式だとか、急病だとかというときに、その方のめんどうを見れないということ、お隣の羽村町は来年度から老人ホームと契約をされまして、そのような事業を行うというふうに聞いております。大した予算ではないんですけども、こういうことをぜひこの福生市でもやっていたいただきたいというふうに私は思いますが、その点ではどうなのかお尋ねします。

それと、三点目は、心身障害者の、まあ言ってみれば、肢体不自由児の方だと思いますけれども、自動車運転の教習授業の補助金というのが東京都で出ております。これも福生市は、該当者なしということで東京都から補助を受けておりませんが、これも東京都の施策ですけれども、こういうような東京都の施策が幾つ

かあるんですけども、私から言わせてもらえば、福祉のPRはされているんでしょうけれども、当事者である身体障害者の方たちが、まだこういうような事業が行われているということを知らない方が多いんじゃないかと思うんです。そういう点を含めまして、東京都で心身障害者手帳のしおりとつを発行しておりますけれども、この障害者年に当たり、福生市でこの心身障害者手帳のしおりを発行するお考えはあるかどうか。その点、うまくPRが行き渡っているから必要ないというふうなお考えがあるのかどうか、そういう点も聞かせていただきたいと思います。

先ほど宮沢さんの答弁でも言われました点字ブロックのことなんですけれども、福生駅とか牛浜駅にはまだ点字ブロックは設置されておられません。この点、点字ブロックも当然必要ではないかというふうに考へるんです。福生駅で聞いてみますと、車いすで電車に乗車されようとする方は、福生駅の場合も牛浜の場合もそうですけれども、階段がありますので、スリッパに車いすでホームへ行くわけにはいかないんです。そう

いう場合については、福生駅では、化貝物の方から出入りをしていただいて結構でしょうというふうに駅長さんが答えられておりますけれども、そういう点も国鉄のそういう思いやりですね、そういう点を考えて、ぜひ国鉄にも、この福生市や牛浜駅に点字ブロックを設置してほしいという要望をこれまでに出されたことがあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

それと、先ほども部長から言われました立音響信号ですけれども、これは、私も目の不自由な方から聞いてまいりましたけれども、ぜひこういう信号機を設置してほしいということです。地方に行きましても、比較的大きな市はこういうような盲人用信号機の設置がされております。福生市では市役所の前だとか埼玉銀行の所あたりが私はいんじやないかと思いますが、そこらの点をぜひ教えていただきたい。これは何とかしてほしいということ。

それと、ホームヘルパー。いま何人の方がホームヘルパーをやっていたか、現実にはホームヘルパーの方たちの数が足りないんじゃないかというふうに私は思います。とつめは、ある一人の人が、お葬式があ

りまして、ホームヘルパーの人にぜひ障害がある人のめんどうをみてもらうと思うところ、忙しいこともあったんでしょうけれどもけんもほろろに断られてしまったという、そういうことも現実に生まれています。そういうふうな方が、結局は身内のお葬式にも出席できないような現実が生まれています。そういう点では、いま増員が必要ではないかというふうに考えますが、当面、いまいるホームヘルパーの方一人が何人を受け持っておられるのか、これをお尋ねしたいと思います。

それと、私も何回か質問してまいりました、老人の一人暮らしと、それと障害者の方の非常ベル。これは私の質問のあと、希望者がありまして、ずいぶん非常ベルも設置されたように聞いておりますけれども、これなんか、もつともっとPRしていく必要があるのではないかと、うふうに考えております。それらの実態、それと福祉電話なんですけれども、きくと東京都の予算の枠があると思います。一人暮らしのお年寄りや障害者の方たちにこの福祉電話を取りつけることになっておりますけれども、なかなか順番が枠の中で、もう枠がなくなってしまうので、福祉

電話が設置できないといふようなこともあるようですので、その点もどの方
うになっているか。ぜひ、この点なども東京都の枠が、このような緊縮財
政を、福祉を切り捨て教育を切り捨てたような予算がつくられてい
ますのでなかなかおずかしいと思います。が、国際障害者年に当たって、
市としてもこつこつと、本当に一つ一つ細かい問題ですけども、十分に目
を行き届かせていただきたいといふふうに考えますので、その点の考え方も
聞かせてください。

それと、先ほどもいろいろ話題になりました、先天性障害児のことな
んですけども、いま福生市は、三ヶ月、九ヶ月と乳児検診をしておりま
す。三ヶ月は福生市独自がやっている検診だといふふうに思います。
千葉県の大津市では、大津方式といまして、三ヶ月と四ヶ月の健康
診断を市独自で実施しまして、そして障害を早期に見つけて、必
要な治療と訓練を実施したおかげで、一九七五年生まれの重複障
害のない子供、そういう脳性マヒの子供がみんな自分の力で歩けるようにな
ったといふような結果が報告されております。といふことは、私も、三カ

月、四ヶ月の乳児検診はとても大事な検診なのだといふことを感じざる
わけですけども、いま福生市では三ヶ月と九ヶ月検診を行っておりま
すけども、これに加えて四ヶ月検診も国際障害者年、この障害
の関係では、私は実施すべきではないかといふふうに考えますけども、ちよ
っとその点も聞かせていただきたいと思います。

次に保育所の、保育行政の問題につきましてですけども、先ほど部
長が言われましたように、確かにそのう買いました夕刊を見ましても、
東京の練馬で子供が一人、急性肺炎といふことで亡くなりました。
しかも、同じ紙面の下には名古屋の子供が窒息死をしたといふことが
新聞に報道されております。五、六年前だったと思います。が、福生
市の国道一六号のそばにありました託児所でも、やはり子供が、あの
ときも窒息死ではなかったかと思えますけども、そのような形で子供が
亡くなったという例がございます。もっと、その上刑になりますと、やはり
福生市で、もう一人亡くなっているといふことを私は聞いております。こ
のベビーホテルの問題、いま厚生省も大分騒いでおりますけども、本当

を言ってみれば、福生市でも七くなった時点ですいぶん騒がれていろいろな問題ではなかったかと思いますが、その毎日新聞の統計でも見ますと、厚生省が昨年十一月に実施しました調査によると、ベビーホテルが東京だけで百六十九カ所あるそうです。そのうちの百四十一カ所が都内だといいますから二十ハカ所が三多摩の市部であるわけです。そのうち福生市にはそういうベビーホテルというものが何カ所あるか、福祉部長、御存じだろうと思いますけれど、ほかの市町に比べて、私は数多くあると思います。それは部長、当然、市長も御存じだと思います。福生市のこつこつ横田基地を抱えているという所柄、そういうのが非常に多くあると思います。この施設のうち、産休明けから、言ってみれば生後四十三日から子供をお預かりします、時間は七時間というふうなことを、表向きはそうなっていますけれども、看板なんかを見ましても二十四時間保育をしますというふうなことがはっきり明記されているわけです。そういう点で見ますと、きのうも小野沢さんが質問されました無認可保育所、無認可保育所といいますが、こつこつベビーホテルなんか

も言ってみれば無認可保育所の一つになるんだと思います。小野沢さんがきのう質問されましたのは、東京都から補助が出ている無認可保育所のことを質問されたようですが、私は、この託児所、その補助が出てないような非常に大変な状態の中で子供が預けられているという、こういう実態を、ゼロ歳児が今度の募集の時点でも少なかったというふうな、いま答弁がありましたけれども、それは生後六カ月と前後からではないと保育園では見られないというふうな前提条件があるからだと思います。産休明け保育から保育をいたしますということになれば、私もっとゼロ歳児の申し込みもあるはずですし、当然、そういう産休明け保育の必要性があるからこそ、福生市でもこのよつなベビーホテルの営業が成り立っていくわけです。そういう点では、私は産休明け保育、こういうふうな実態があるので、すぐ行くべきではないかというふうに思います。そして、そういうふうな産休明け保育も、まだまだ、いま当分おぼろかしいというふうなことを、市長も家庭において保育するのが望ましいからやらないというふうな答弁かもしれませけれども、現実には、では、そういうふうな

預けるところがない。そして仕方なくこういうベビーホテルに預ければ、子供がこういう形で死んでしまうということを考えれば、私は、そういうような時代ではないというふうに思います。

それと保育ママ制度ですけれども、これは東京都が行っている家庭福祉員制度のことを指すわけですが、これは昨日も質問されました無認可保育所に、東京都から補助が出ているもの、保育室と家庭福祉員ということで、東京都は二本立てでこれを行っているわけですね。家庭福祉員——保育ママというのは、これは、対象子供は三歳未満児を対象とするわけです。ですから他市でやっている。十五市でやっているというふうに、お話しになりましたけれども、産休明け保育などもこういうところで行っているわけです。ですから、家庭福祉員制度、保育ママ制度が福生市でも実施されれば、私はこの託児所の悲劇を二度と福生市で起こすことがないのではないかと、この制度は東京都が補助を出している、進めている制度なので、なぜ、これがやれないのかということが、私は不思議に思うのですけれども、この点聞かせていただきたいと思います。

きのうの質問にありました、あの無認可保育所のあるは、あれはもう子供がやはりゼロ歳からきのうも答弁がありました産休明けから、言ってみれば幼児、保育園に匹敵をする五歳児までを対応しているわけですね。で、保育ママ制度というのは、三歳未満児だけを適用しているわけです。東京都のこの要件を見ますと、一人の保育ママさんが三歳未満児を三人しか見てはいけないというふうな、そういう要件、要綱がありますので、これが実施されれば、託児所やベビーホテルであるような、こういう悲劇がなくなるのではないかと、このように考えるので、私はこれはどうしても実施してもらいたいというふうに思います。その点、どのようにならぬのか、なぜ福生市ではこれができないのか聞かせてください。

それと障害児保育ですけれども、市長が言われました、障害児保育事業の実施についてという要綱を読まれたようですが、私がお聞きしたいのは、障害児には確かにこのような要綱がありまして、厚生省が、そういう通達を出して、福生市も障害児を保育するということ、来年度も一名分の予算を組んでありますが、それは私は、いろんな考え方、とり

方があるので、いたしかたないという部分もありますけれども、私は制度化をしている十五市のことを考えてみていただきたいと思います。そしてきのう本林田議員が言われました、市民サービスの点から考えてみますと、本林田議員はきのうは市営住宅のことを例にとって言われましたが、私は保育所のことを例にとってもそれが言えると思います。言ってみれば、障害児の子供がある家庭にあって、その兄弟、妹や、たいがい妹や弟だと思っていますけれども、そういう兄弟は、保育に欠けると認められないというのがいまの現状ですね。障害児がいるというだけでは保育に欠けると認められない、こういう現状でいま措置置されていると思います。現実には措置置されています。

これは、私は一小的ことを例にとって話したいと思えますけれども、一小的障害児学級、ひまわり学級に通っているある子供は、これは学校の先生も非常に苦勞して、とてもいい教育がされているように思えますけれども、先生が休まれたり、その子供の障害の程度にもよりますけれども、ひまわり学級に通っている子供ですら、親が普通の子供以上に学校に通う日数が多くなるというふうに聞いております。障害児学級ですからそれは仕方がないと思えます。

その学校に通わなければならぬ親が、その子供の、障害児の妹や弟の手を取って学校へ行くようなのがいまの実態です。ですから、その親にしてみれば、何とかこの子供が保育園に入れば、その上の障害児の子供のめんどうがもっとよく見れるし、先生のお手伝いもできる、そうして、その子供の障害を克服できるような、都内にある病院だとか学校へ親が通っている先生方のいろんな勉強をしてこれるというのが実態ですけれども、現実には保育園に入れてくれない、しかもひまわり学級はいま午前中授業です。ですから、働けといわれてもそのようない働き口はないわけです。一週間に二回か三回しか仕事へいけなくて、しかも午後からは休ましてくる職場があったら、私はお聞きしたいと思えます。そういう実態があるにもかかわらず、保育に欠けないという理由で保育園にも入れない。私は、そのことを言いたいんです。

障害児だからこそ、私は早い時期に集団保育をすれば、その障害が克服できるというのは、いろんな市町村でもう経験済みですし、しかもその障害児をもっと一歩進めて、抱えている家庭の子供たちにも、やはりその

障害児を、言ってみれば普通児と同じような生活ができるような、手助けをさせてやれるような、そういうような思いやりのある、サービスのある市政になつていただきたいというふうに思いますが、その点をもう一度お聞きしたいと思います。

○福祉事務所長（須崎進君） 福祉事務所関係についてお答えを申し上げます。

まず、身体障害者の一時保護の事業でございますが、私もはこの事業につきましては、身体障害者の団体等とよく会合を開き、御相談等はしているわけでございます。この事業について特に強い要望もございませぬという事は、現在の市におきましては、先ほど御指摘のホームヘルプ等で、一応緊急急にそういうような事態が発生した時点においては、ホームヘルパーによって対処をしていくということでございます。今後、こういうものが大変必要になりましたら、その時点で検討すべきものと考えております。それから、自動車の運転免許証の取得の補助でございますが、これにつきましても、一応身体障害者団体等におきましては、お話を申し上げ

たりしてゐるわけでございますが、現在のところ、特にその御要望が強くございませぬ。今後、それも、またそういう団体と協議をいたしながら対処していきたいと思ひます。

それから、ホームヘルパーにつきましては、現在、身体に障害のある方々につきまして、一人でございまして、老人のこの奉仕につきましては二人になつておりますが、これらの方々はあくまで申請に基づきまして、その申請した方々についてホームヘルパーとして奉仕をしているというわけでございまして、現在のところ対象者は五人いらつしやまして、特に緊急急の場合等は、速やかに対処をしているところでございます。

それから、福祉電話でございますが、現在十八台設置をいたしております。これは厚生省では、五十五年度をもって老人福祉電話につきましては廃止の方向を出しております。当市におきましても、五十五年度であつた増設いたしました十九台ということでございますが、一応低所得者といつたしまして、たしか四万二千円以下の所得税の方々に對して申請に基づきまして、電話の貸し付けをしているというところでございます。

中にはそれを老人ホームに行かれ、あるいは不用になったということ、毎年二、三台につきましては、新規な方々に移設をしているということ、現在福生市におきましては、これらによって、まああの対処をしているところでございます。

それから、ベビーホテルの関係でございますが、福生市にどのくらいあるかということでございますが、全く届け出義務というものがございません。したがって、半ば野放しの措置でございます。義務がございませんので、私どものところへ届け出はございません。まあ好意によって、あるいはそういうものを御近所の方、友人の方でやられているようなことがあるかと思いますが、そういうことで、そういう性質上のものでございますので、私どもに届け出がございませんので、確認はしておりません。それから、これにつきましては、厚生省と都で調査をしております、都におきましては、都独自の制度化みたいなものをいたしまして、危険防止に努めるかと思っておりますが、その時点におきましては、当市におきましては、そういう線に

沿いまして私どもも指導をできるようにいたしました。う、してまいりたいと存じております。

それから、保育ママでございますが、御指摘のとおり、三歳未満児ということ、これがどうして実施できないかということでございますが、先ほど部長が御答弁申し上げましたように、当市におきましては、ゼロ歳児の空きがあるということでございます。確かにこの産休明けの四十三日以後から半年間の間ということがあるわけでございますけれども、これにつきましては、実際におずかしい問題が多々あると思います。私どもといたしましては、保育園につきましてもやはり六ヶ月ということが原則でございますが、それ以前の方につきまして御相談申し上げるところでございます。けれども、非常に保育園として、保護率も三対一ということ、やるわけでございますけれども、実際にはなかなか三対一ということでは、まだおずかしいんだというふうな、三対一は都の制度でございますが、国は四対一を言っているわけですが、なお、非常に危険があるというふうなことで、大変おずかしいというふうなこともございますが、一応、そういうふうなことで、先

ほど市長が御答弁申し上げましたように、三ヶ月まではぜひ御家庭で見えていただきたいというふうに考えずでございます。

それから障害児保育につきまして、制度化しろというような御指摘でございすけども、これは制度化と申しますか、町田等においては確かに障害があるということによって、保育園に措置をしているというようなこともございますが、それらはあくまで、これは私どもも都の指導もあつたわけでございますが、保育所でございすので、保育に欠ける前提でということでございます。非常に昨日申し上げましたように、七項目の枠の中で判断をすべきものだということを実行しているようにございす。制度化と申しまして、この障害児の枠でございますとか、それから人的配置、これは保育でございますが、それから施設の整備の問題、それから協力機関、これは児童相談所等でございますが、それから判定機関、これは判定員というふうなことになると思いますが、そういうふうなもの、一定の、何と申しますか基準的なものの中で園等を指定しているというのが、一応現在制度化しているところの実施状況のようでございます。

ます。

それから、障害児がいるだけでは保育に欠けないと、というのがおかしいんじゃないかということでございますが、通常障害児の方がいらっしゃるにしても、在宅でございまして、一応お母さん等が日中ずっと見てくださるようなことになりますと、確かに保育に欠けないと思いますが、お話のように、病院へ通院であるとか、そういう場合が長時間にわたるようなことにつきましては、一応保育に欠けるということになりますので、私ども七項目の中で、指数の中で高いものからそういう方々については措置をしているのが現状でございます。

○企画財政部長（生子国利君） おくれましたんですが、一番最初の検討委員会の関係につきまして、私の方からお答え申し上げますが、実は検討委員会の関係につきましては、私の方からお答え申し上げますが、実は検討委員会の設置するということで庁議で決まりました。その後人選に入る前に、人事異動等もございまして、その後の状況から判断いたしました。いま現在から検討委員会そのものというものが、実際につく